

国際信義違反認定にあたっての考慮要素の検討



辻本法律特許事務所
弁護士 松田 さとみ

第1 はじめに

商標法（以下、「法」という場合がある。）は商標登録を受けることができない商標として「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」（4条1項7号）を挙げ、商標審査基準では「一般に国際信義に反する商標」は同号の規定に該当するものとされている。そのため、国際信義違反を理由として商標登録を受けることができない場合があるが、国際信義は極めて曖昧な概念であり、また法4条1項7号は拡大して解釈される傾向にある¹。

本稿では、この曖昧な概念である国際信義に反するかの判断をするにあたって審決例・裁判例が考慮している要素につき、個々に検討を加えていきたい。

なお、国際信義違反を理由として登録が否定された事例の中には、法4条1項19号制定前の外国著名商標の登録や、同号制定後であっても周知性・著名性のない外国商標の抜け駆け的な登録の場合など、外国商標権者と何らかの関係のある者による外国商標の抜け駆け的出願の例が多く含まれるが、本稿では抜け駆け的な出願の例²は検討の対象からは外すこととする。

第2 審決例・裁判例

1 赤毛のアン原題事件

商標： (Anne of Green Gables)

指定商品：第9類「眼鏡、レコード、メトロノーム、スロットマシン、ウエイトベルト、ウエイトスーツ、浮袋、エアタンク、水泳用浮き板、レギュレーター、家庭用テレビゲームおもちゃ」及び第14類「時計、身飾品、宝玉及びその原石並びにその模造品、貴金属製のがま口及び財布、貴金属製コンパクト」のうち無効審判の対象となったのは第9

1 山田威一郎「商標法における公序良俗概念の拡大」知財管理2001年12月号1863頁、斉藤整・勝見元博「最近の新判決例にみる商標法第4条第1項第7号における公序良俗概念」パテント2006 Vol.59 No.8 54頁。

2 東京高判平成11年12月22日・判時1710号147頁〔DUCERAM事件〕、知財高判平成18年1月26日・裁判所HP〔Kranzle事件〕など。

【無効2003-35094号 <肯定>】

「ANNE OF GREEN GABLES」は、世界的に著名な著作物の題号であり、また、カナダ造幣局が発行した1オンス金貨に刻印として使用され、さらに、カナダ郵政省より発行された切手等にも使用され、アン・オブ・グリーン・ゲブルズ・ライセンシング・オーソリティ・インクがその保護の一環として商品化事業を行なうなど、申立人を含めたカナダ国の文化資産的性格を有するものというべきであるとした上で、商標権者が「ANNE OF GREEN GABLES」の文字よりなる本件商標をわが国で独占排他的に使用する意思を持って、上記関係者等の承諾（許諾）を得ず、無断で登録出願し登録を得た行為は、仮に商標権者に不正の目的がなかったとしても、これを客観的にみれば、上記関係者等との信義誠実の原則に反し、穩当を欠くものであって、かつ、本件商標を日本国の商標として登録することは、わが国と請求人を含むカナダ国政府との間の国際信義に反するものといわなければならない。

【知高判平成18年9月20日・裁判所HP <肯定>】

①本件商標は、世界的に著名で高い文化的価値を有する作品の原題からなるものであり、我が国における商標出願の指定商品に照らすと、本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがないとはいえないこと、②本件著作物は、カナダ国の誇る重要な文化的な遺産であり、我が国においても世代を超えて広く親しまれ、我が国とカナダ国の友好関係に重要な役割を担ってきた作品であること、③したがって、我が国が本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがあるような商標の登録を認めることは、我が国とカナダ国の国際信義に反し、両国の公益を損なうおそれが高いこと、④本件著作物の原題である「ANNE OF GREEN GABLES」との文字からなる標章は、カナダ国において、公的標章として保護され、私的機関がこれを使用することが禁じられており、この点は十分に斟酌されるべきであること、⑤本件著作物は大きな顧客吸引力を持つものであり、本件著作物の題号からなる商標の登録を原告のように本件著作物と何ら関係のない一民間企業に認め、その使用を独占させることは相当ではないこと、⑥原告ないしその関連会社と本件遺産相続人との間の書簡による合意内容などに照らすと、原告による本件商標の出願の経緯には社会的相当性を欠く面があったことは否定できないことなどを総合考慮すると、本件商標は、商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当し、商標登録を受けることができないものであるというべきである。

2 テディベア事件

商標：Teddy Bear

指定商品：第20類「クッション、座布団、まくら、マットレス、木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器」、第24類「布製身の回り品、かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布」、第25類「被服、仮装用衣服」

【無効2008-890052号 <否定>】

「テディベア」の語が「独特の形をした小熊のぬいぐるみ」を意味する語として認識されていたとしても、これを自己の商品について自由に使用できるのはせいぜい商品としての「ぬいぐるみ」についてであって、それ以外の商品については自他商品を識別する商標として誰でも選択・

使用することができる状態にあったというべきである。また、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、「独特の形をした小熊のぬいぐるみ」が「teddy bear」、「テディベア」として、例えば、米国を象徴する存在となっている、米国民の重要な文化的資産として認識されているなどの事実を示す証拠はない。本件商標が米国若しくは米国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反するものとは認められないばかりでなく、本件商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないということもできない。したがって、本件商標は、公正な競争秩序又は公平の観念に反するものではなく、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標とは認められない。

【知高判平成21年12月21日・裁判所HP ＜否定＞】

本件商標の登録査定時（平成20年1月29日）において、我が国において、「テディベア」との語は広く知られているものの、セオドア・ルーズベルトの逸話は、同程度にまで広く知られているとはいえない。そして、我が国はもとより、英米においても、「teddy bear」の語は、一般にセオドア・ルーズベルトを直ちに連想させるほど同人と密接に関連した語として認識されていたとは認められないし、ぬいぐるみの名称として知られていることを超えて、米国又は米国民と密接不可分な関係があるものとは認められない。その他、「teddy bear」の語又はその語によって表される独特の形をした小熊のぬいぐるみが、米国又は米国民にとって重要な意義を有するものと認めるに足る証拠はなく、また、本件商標の商標登録を認めることが、米国、若しくは米国と我が国との関係に影響を与えるものとは認められないし、我が国の公益を害したり、国際的に認められた一般原則や商慣習等に反するものとも認められない。

3 ターザン事件

商標：Tarzan

指定商品：第7類「プラスチック加工機械器具、プラスチック成形機用自動取出口ロボット、チャック（機械部品）」

【無効2011-890014号 ＜否定＞】

今日における我が国の需要者においては、「Tarzan」がジャングルの王者という漠然としたイメージのものとして一定程度認識されているとはいっても、それが米国の作家であるバロースの著作物の題号ないしはその登場人物の名称として、あるいは原告が管理する標章として、本件商標の登録査定時において広く認識されていたものとは認めることができない。また、「Tarzan」の語（文字）がバロースの著作物の題号ないしはその登場人物の名称であって、請求人が管理する標章であることを超えて、米国あるいは米国の公的機関等がその名称の管理等に密接不可分に係わってきたというような事情も認められない。そして、原告は、我が国において「Tarzan」、「ターザン」又はこれらの語を一部に含む商標について、44件の商標権を有しているが、本件商標の指定商品である商品及び役務の区分第7類については商標権を有していない。原告は、第7類の商品について商標登録出願をする余裕は十二分にあったにもかかわらず、その出願を怠っていたものといわなければならない。そのような場合、本件商標権者（被告）と本来商標登録を受けるべきと主張する者（原告）との間の商標権の帰属等をめぐる問題は、あくまでも、当事者同士の私的な問題として解決すべきであるから、そのような場合にまで公の秩序や善良な風俗を害するおそれについて特段の事情がある例外的な場合と解するのは妥当ではない。してみれば、本件商標が米国若しくは米国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反するものとは認められ

ないばかりでなく、本件商標の登録出願の経緯に社会的妥当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないということもできない。したがって、本件商標は、7号に該当しない。

【知高判平成24年6月27日・裁判所HP ＜肯定＞】

日本では広く知られていないものの、独特の造語になる「ターザン」は、具体的な人物像を持つ架空の人物の名称として、小説ないし映画、ドラマで米国を中心に世界的に一貫して描写されていて、「ターザン」の語からは、日本語においても他の言語においても他の観念を想起するものとは認められないことからすると、我が国で「ターザン」の語のみから成る本件商標登録を維持することは、たとえその指定商品の関係で「ターザン」の語に顧客吸引力がないとしても、国際信義に反するものというべきである。

被告は、「Tarzan」の語の文化的・商業的価値の維持に何ら関わってきたものではないから、指定商品という限定された商品との関係においてではあっても「Tarzan」の語の利用の独占を許すことは相当ではなく、本件商標登録は、公正な取引秩序を乱し、公序良俗を害する行為といえることができる。

4 モンテローザ事件

商標：モンテローザ

指定役務：第42類「茶・コーヒー・ココア・清涼飲料又は果実飲料を主とする飲食物の提供」

【無効2011-890081号 ＜否定＞】

本件商標は・・・その構成態様からみて、きょう激、卑わいな商標、差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような商標に当たらないことは明らかであるところである。また、本件商標をその指定役務について使用することが社会公共の利益や一般的道徳観念に反することとなるものとは認められず、他の法律によってその使用等が禁止されている商標、特定の国若しくはその国民を侮辱するような商標又は一般に国際信義に反する商標に当たるものとも認められない。更に、本件商標の出願・登録にあたって、被請求人に何らかの不正の意図があったことを認めるに足る証拠もないから、本件商標は、公正な取引秩序を乱し、ひいては公序良俗を害することとなるような商標にも該当しないものといわなければならない。

【知高判平成24年11月21日・裁判所HP ＜否定＞】

商標法4条1項7号にいう「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合でなくても、当該商標の出願経緯等に不正の利益を得る目的その他不正の目的があるなど社会通念に照らして著しく社会的相当性を欠くものがあるため、登録を認めることが国際信義に反し、又は公正な取引秩序を乱すような場合も含まれるものである。

本件商標の登録出願や登録査定の時、日本国内において、モンテローザ高峰や「Monte Rosa」ホテルの名称は、いずれも周知、著名なものであったということとはできない。そうすると、仮に、被告がモンテローザ高峰や「Monte Rosa」ホテルの名称に依拠して本件商標を構成し、これを登録出願したものであったとしても、これらの名称が日本国内において周知、著名であったとはいえない以上、被告が、これらの名称の有している信用、名声、顧客吸引力等にフリーライドしたものとはいえないし、また、本件全証拠によっても、本件商標の出願経緯等に不正

の利益を得る目的その他不正の目的があるなど社会通念に照らして著しく社会的相当性を欠くものがあつたとも認められないとした。

5 シャンパンタワー事件

商標：「シャンパンタワー」

指定役務：第43類「飲食物の提供、加熱器の貸与、調理台の貸与、流し台の貸与、カーテンの貸与、家具の貸与、壁掛けの貸与、敷物の貸与、テーブル・テーブル用リネンの貸与、ガラス食器の貸与、タオルの貸与」

【無効2011-890100号 <肯定>】

本件商標は、「フランスのシャンパーニュ地方、及び当該地方で作られる発泡性ぶどう酒」を意味するものとして、その登録出願時及び登録査定時において、我が国の一般需要者の間に広く知られていた「シャンパン」の文字をその構成中に含むものであること、並びに、フランスシャンパーニュ地方のぶどう生産者及びぶどう酒製造者が永年その土地の風土を利用して優れた品質の発泡性ぶどう酒の生産に努めてきたこと及びフランスが国内法令を制定し、1935年以降INAO等が中心となって原産地名称を統制、保護してきた結果、「Champagne」の語よりなる表示の著名性が獲得されたものであることを併せ考慮すれば、本件商標をその指定役務に使用するときは、著名な「Champagne（シャンパーニュ又はシャンパン）」の表示へのただ乗り（フリーライド）及び同表示の希釈化（ダイリューション）を生じさせるおそれがあるばかりでなく、シャンパーニュ地方のぶどう生産者及びぶどう酒製造者はもとより、国を挙げてぶどう酒の原産地名称又は原産地表示の保護に努めているフランス国民の感情を害するおそれがあるというべきである。以上のとおりであるから、本件商標は、公正な取引秩序を乱し、国際信義に反するものであるから、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある商標というのが相当である。

【知高判平成24年12月19日・判時2182号123頁 <肯定>】

本件商標の文字の構成、指定役務の内容並びに本件商標のうちの「シャンパン」の表示がフランスにおいて有する意義や重要性及び我が国における周知著名性等を総合考慮すると、本件商標を飲食物の提供等、発泡性ぶどう酒という飲食物に関連する本件指定役務に使用することは、フランスのシャンパーニュ地方における酒類製造業者の利益を代表する被告のみならず、法律により「CHAMPAGNE」の名声、信用、評判を保護してきたフランス国民の国民感情を害し、我が国とフランスの友好関係にも影響を及ぼしかねないものであり、国際信義に反するものといわざるを得ない。

第3 検 討

1 国際信義違反の判断基準

赤毛のアン原題事件は国際信義違反を判断する基準を具体的に示しているが、その基準は次のとおりである。

商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、①その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、矯激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合、②当該商標の構成自体がそのようなものでなくとも、指定商品又は

指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道德観念に反する場合、③他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合、④特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合、⑤当該商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合、などが含まれるというべきである。

商標登録が特定の国との国際信義に反するかどうかは、当該商標の文字・図形等の構成、指定商品又は役務の内容、当該商標の対象とされたものがその国において有する意義や重要性、我が国とその国の関係、当該商標の登録を認めた場合にその国に及ぶ影響、当該商標登録を認めることについての我が国の公益、国際的に認められた一般原則や商慣習等を考慮して判断すべきであるとした上で、当該商標が商標法4条1項7号にいう「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に当たるかどうかは、当該事案に現れた上記①～⑤の具体的な事情を総合的に考慮して決することになる。

かかる基準は、①～④は特許庁商標審査基準に則っているが、⑤が加えられ、かつ①～⑤が同列に扱われている³。

国際信義違反認定のための考慮要素のうち、当該商標の対象とされたものがその国において有する意義や重要性や我が国とその国の関係、当該商標の登録を認めた場合にその国に及ぶ影響、当該商標登録を認めることについての我が国の公益、国際的に認められた一般原則や商慣習等については当然考慮すべき要素であると考えられるが、当該商標の文字・図形等の構成及び指定商品又は役務の内容はどうであろうか。以下、国際信義違反認定のための考慮要素につき個別に検討する。

2 当該商標の対象とされたものがその国において有する意義や重要性

国際信義違反が肯定された赤毛のアン原題事件では、当該商標が世界的に著名で高い文化的価値を有する作品の原題からなるものであり、同著作物はカナダ国の誇る重要な文化的な遺産であることや、同商標がカナダ国において公的標章として保護されていることが認定されている。またシャンパン事件では当該商標の一部である「シャンパン」が法律により名声、信用、評判を保護の対象とされてきたことが認定されている。他方、テディベア事件では、当該商標が米国又は米国民にとって重要な意義を有すると認めると足りる証拠はないとして国際信義違反を否定している。

もっとも、国際信義違反を肯定したターザン事件では、当該商標のアメリカにおける価値等は考慮されておらず、被告が「Tarzan」の語の文化的・商業的価値の維持には何らかかわってきた者ではないことが重視されており、またモンテローザ事件では、当該商標の周知著名性を否定し、被告のフリーライドを否定しており、当該商標のイタリアないしスイスにおける価値は考慮されていない。

しかしながら、当該商標の対象とされたものがその国において有する意義や重要性は当該商標の登録が国際信義違反となるか否かを決定付ける最も重要な要素であると思われるため、その点の認定を欠くターザン事件については国際信義違反を認定した点につき疑問を持たざるを得ず「商標法の公序良俗概念を大きく緩める判決」と評されている⁴のも頷ける。

3 松尾和子「赤毛のアン商標無効事件」知財管理Vol.57 No.7 2007 1164頁。

3 当該商標の文字・図形等の構成

赤毛のアン原題事件に関しては、預金の受入れ等を指定商品とする第36類の同タイトルの日本語訳である「赤毛のアン」商標をオーストラリアの会社が出願した件につき、法4条1項7号に該当すると判断した拒絶査定に対し、審決では「カナダの小説家モンゴメリーが著作の小説『赤毛のアン』（原題『Anne of Green Gables』、村岡花子訳）が児童文学の傑作として世界中で親しまれ、また、この小説がカナダの文化資産的性格を有するに至っているとしても、それがどのような繋がり、この小説の日本語訳の題号であり、この小説の主人公を指すものといえる『赤毛のアン』の文字表記を商標として使用することが、国際信義上穏当でないことに結び付くのか、原査定は具体的に示すところがない。そして、本願商標が、国際信義、公序良俗に反するものであるとすべき相当の理由は認められない。」と判断されている（不服2002-22841号）。

「国際信義に反する、との判断は、当該商標が関係する外国の国民感情に配慮するということであるが、当該商標（表示）と当該国あるいは国民との関係性が薄い場合には、7号該当とするまでもないことになる。」との指摘があるとおり⁵、日本語訳の商標はカナダあるいはカナダ国民との関係性が薄く、7号該当性が否定されることになろう。

もっともそうであるならば、シャンパンタワー事件の「シャンパンタワー」なる語は、日本人には一般的になじみのある語であるが、フランスでは全くなじみのない語であるため、7号該当性を否定すべき事案であったように思う。また、「シャンパンタワー」なる語がなじみのない語であれば「シャンパン」と「タワー」を分離し、要部である「シャンパン」部分が共通することをもって国際信義に反すると判断することも妥当であると思われるが、「シャンパンタワー」は一般に周知されている語であり、分離して判断すべきではないのではないかと考える⁶。

4 当該商標と指定商品又は指定役務との関係

赤毛のアン原題事件の被請求人のサリヴァン・エンターテインメント・インタナショナル・コーポレーションは、同事件の対象となった商標と同一のデザイン化された「ANNE OF GREEN GABLES」商標について、第3～6、8～11、14、16～21、24～28、30類と幅広く権利を取得しているが（登録第2193499、2222258、2251803、2722793、4470682、4470683、4470684、4632894号）⁷、そのうち同事件では、第9類「眼鏡、レコード、メトロノーム、スロットマシン、ウエイトベルト、ウエットスーツ、浮袋、エアタンク、水泳用浮き板、レギュレーター、家庭用テレ

4 井関涼子「著作物のキャラクターからなる商標と商標法上の公序良俗概念」同志社法学65巻1号168頁。

5 西村雅子「商標登録が国際信義に反する場合とは—ターザン事件（知財高判平成24・6・27、平成23(行ケ)10399・10400）—」AIPPI（2013）Vol.58 No.2 114頁。

6 この点に関し、諏訪野大「『シャンパンタワー』なる商標を指定役務『飲食物の提供』等を使用することは、国際信義に反するものとして、同商標が商標法4条1項7号に該当するとされた事例」法学研究87巻3号73頁では、「『シャンパン』が周知著名であり、当該表示には多大な顧客吸引力が備わっているということだけで『シャンパンタワー』から『タワー』を除外して論を進めることは躊躇せざるを得ないが、・・・『シャンパンタワー』と『シャンパン』には密接不可分な関係があるため、『シャンパン』の著名性や公益性等を総合考慮して国際信義に反するとした判旨の結論は妥当である。」と評されている。

7 この点に関し、小泉直樹「公序良俗を害するおそれがある商標〔ドゥーセラム事件〕」別冊ジュリストNo.188 19頁では、「この事件で、我が国における商標権者は、著作権者との関係はないものの、日本国内において商標に関する事業を行っており、商標法上保護されるべき利益を有している可能性を否定できない。」と指摘されている。

ビゲームおもちゃ」及び第14類「時計、身飾品、宝玉及びその原石並びにその模造品、貴金属製のがま口及び財布、貴金属製コンパクト」のうち第9類について無効審判請求がされており、「本件著作物の主人公について醸成された前記のアンイメージを考えるならば、本件商標を本件指定商品の一部のもの（例えば、スロットマシンなど）について使用する場合には、商品の品質等に問題がなくとも、本件著作物の主人公の価値、名声、イメージ等を損なうおそれが生じることを否定することはできない。」と判示されており、当該商標と指定商品との関係が考慮されている。

また、指定商品を第15類「楽器、演奏補助品、音さ」及び第28類「おもちゃ、人形、遊戯用器具、ビリヤード用具、囲碁用具、将棋用具、さいころ、すごろく、ダイスカップ、ダイヤモンドゲーム、チェス用具、チェッカー用具、手品用具、ドミノ用具、マーじゃん用具、運動用具、釣り具」とする商標（異議2003-90168）、第16類「紙類、文房具類、遊戯用カード」とする商標（異議2003-90169）に対し、カナダ国プリンス・エドワード・アイランド州が登録異議を申し立てた事案につき、いずれの審決も赤毛のアン原題事件の原審決である無効2003-35094と同様の内容により、国際信義違反を認めている。

この点、「価値を毀損する商品役務と価値を毀損しない商品役務の区別自体が曖昧であり、・・・結局のところ、出願主体との関係によって国際信義に反するか否かが判断されることになるのだから、指定商品役務による縛りは国際信義違反を判断する上で機能していないように思われる。」との指摘があるとおり⁸、指定商品又は指定役務の内容によって国際信義違反の判断は左右されるべきであろうか。

赤毛のアン原題事件では、「本件著作物の主人公の価値、名声、イメージ等を損なうおそれが生じること」と指摘されているとおり、保護すべきは「本件著作物の主人公の価値、名声、イメージ等」とされているが、これは、ある物がある国の象徴となっており、それを日本においてある指定商品又は指定役務に登録されることが、その物の価値、名声、イメージ等を毀損し、よって本登録が日本とある国の国際信義に反するとされるためであって、著作物の主人公等に一定の保護されるべきイメージが存在する物に対してのみ当てはまることである。

例えば、ターザン事件の場合、「ターザン」の商標が登録されることによってターザンのイメージが毀損されるような指定商品又は指定役務は考えづらいのではない（この点、ターザン事件では、「たとえその指定商品の関係で『ターザン』の語に顧客吸引力がないとしても、国際信義に反するものというべきである。」と判示されている。）。

その他、シャンパン事件では「本件商標を飲食物の提供等、発泡性ぶどう酒という飲食物に関連する本件指定役務に使用することは、・・・国際信義に反するものと言わざるを得ない。」として当該商標と指定役務との関係が考慮されているものの、「シャンパン」を含む商標については貴金属類等の第14類、化粧品等の第3類、紙類等の第16類など、指定商品又は指定役務を問わず広く法4条1項7号を理由とする無効審決がされていることからすると、商標と指定役務との関係はあまり重要ではないと考えられる。

よって、指定商品又は指定役務によって国際信義に反するか否かが左右されるケースは極めて限定的であると考えられる。

8 松原洋平「判例研究 著作物の題号と同一構成の商標が公序良俗に反し無効とされた事例—Anne of Green Gables事件—」知的財産法政策学研究Vol.15（2007）381頁。

5 無効審判の請求人

国際信義違反が否定されたテディベア事件の無効審判の請求人はセオドア・ルーズベルト元大統領の偉業を称えるために1907年に設立された公的団体である米国のセオドア・ルーズベルト協会より「日露戦争終結100周年記念」のための記念品の製造、販売を依頼され「ROOSEVELT TEDDY BEAR」との文字を付したタオル類の製造、販売しようとした会社（ジャス・インターナショナル株式会社）であり、モンテローザ事件の無効審判の請求人は外食チェーンストアを営む会社（株式会社モンテローザ）であった。

一方、国際信義違反が肯定された赤毛のアン原題事件の無効審判の請求人はカナダ国プリンス・エドワード・アイランド州政府であり、この点を捉え、審決では、「本件商標を日本国の商標として登録することは、我が国と請求人を含むカナダ国政府との間の国際信義に反するものといわなければならない。」と判断し、また判決でも、「我が国が本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがあるような商標の登録を認めることは、我が国とカナダ国の国際信義に反し、両国の公益を損なうおそれが高い」と認定している。また、シャンパンタワー事件の無効審判の請求人であるコミテアンテルプロフェッショナルデ・ヴァンドウ・シャンパーニュ（「シャンパーニュ地方ぶどう酒生産同業委員会」）は、フランスのシャンパーニュ地方における酒類製造業者の利益の保護を目的の一つとして法律により設立されたフランス法人であり、対外的には「CHAMPAGNE」の名称の排他的性質を司法的に保護する等の活動をしている公の機関である。

もっとも、ターザン事件の無効審判の請求人であるエドガー・ライス・バローズ・インコーポレーテッドは、小説「ターザン」の作者であるエドガー・ライス・バローズが設立した「ターザン・シリーズ」のすべての書籍に関する権利を有し、その管理を行っている会社であり、私的な性格を有する団体との性格をめぐえない。この点を捉え、審決では請求人について「米国あるいは米国の公的機関等がその名称の管理等に密接不可分に係わってきたというような事情も認められない。」とした上で、国際信義違反を否定した。

赤毛のアン原題事件と同一商標に対し、原作者の遺産相続人とカナダ国プリンス・エドワード・アイランド州政府が半々で株式を有する営利法人であるアン・オブ・グリーン・ゲブルズ・ライセンシング・オーソリティ・インク（以下、「AGGLA」ということもある。）が登録異議を申し立てた事案（異議2001-90574号）では、「本件商標は、その構成が矯激、卑猥、差別的な印象を与えるような文字又は図形からなり、これをその指定商品について使用することが、社会公共の利益・一般道徳観念に反するものではなく、かつ他の法律によってその使用が禁止されているものとも認められないものである。また、我が国において、著作物の題名や登場人物の名前は、著作物から独立した著作物性を持ち得ず、原著作物の複製とはいえないと解されているところである。そうとすれば、別掲に表示したとおりの構成よりなる本件商標が、カナダ国の小説家ルーシー・モウド・モンゴメリの著名な小説「赤毛のアン」の原題であるとしても、他人の著作物と抵触するものではないから、該行為が国際信義に反するものではない。」と判断されていることからすると、審判例では請求人が誰であるかが国際信義違反の判断の分かれ目になっているようにも見受けられる。

しかしながら、当該商標の登録が国際信義に反するか否かの問題については無効請求の請求人が誰であるかによって判断が異なってくることは本来ないはずであって、モンテローザ事件やテディベア事件も、当該商標の登録が真に国際信義に反するのであれば、法4条1項7号に該当するとされるであろう。

この点、赤毛のアン原題事件で、裁判所は、AGGLAの性格について重要な事実であると認識

して慎重に検討したが、原告の主張するとおり、営利を追求する法人としての一面を有しているとしても、本件商標登録が法4条1項7号に該当するとの判断を左右するものではないとの結論に至ったと判示している。

よって、確かに無効審判の請求主体が公の団体であれば私的な団体である場合に比べ、主張立証できる事実の範囲が広がる可能性があり、その限りにおいて請求主体が公の団体である場合の方が国際信義に反すると判断される場合が多いと言えようが、あくまでその限りにおいてであって、無効審判の請求人が誰であるかという事実のみで国際信義に反するか否かの結論が決定的になるわけではないと考える。

第4 結 語

以上、国際信義違反を認定する上での考慮要素につきを個々に検討してきたが、やはり当該商標の対象とされたものがその国において有する意義や重要性こそが決定的な要素であり、それが認められない事案について安易に国際信義違反は認定すべきでないと考える。

グローバル化が進み、今後、国際信義違反が争点となる事案がますます増えてくると思われるが、法4条1項7号の適用にあたっては、慎重な姿勢が望まれるのではないかと考える。